

(様式第5号)

函館市インターンシップ実施に関する協定書

函館市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、函館市（以下「甲」という。）と〔大学等名称〕（以下「乙」という。）は、インターンシップ実施について、以下のとおり協定する。

(実習生の受入れ)

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習生氏名、実習職場、実習期間および実習時間)

第2条 実習生の氏名、実習職場、実習期間および実習時間は、別表のとおりとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(実習生の服務等)

第4条 実習生は、函館市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、函館市の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

4 実習生は、第1項から前項までの規定を遵守するため、甲に対して要綱第7条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

5 甲は、実習生が第1項から第3項までの規定に反する行為を行ったときや、実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるときなどは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 甲は、インターンシップ実施に際し知り得た実習生の個人情報について、インターンシップに関する以外に使用しないものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第6条 乙および実習生は、実習期間中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により甲に損害を与えたときは、乙および実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙および実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

